

事務連絡
令和8年5月29日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について

療養の給付と直接関係ないサービス等に係る取扱いについては、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について」（令和8年3月27日保医発0327第7号）により、令和8年6月1日より実施することとしているところですが、今般、療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する疑義解釈資料を別添1のとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

【予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料】

問1 療養の給付と直接関係ないサービスとして「予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料」が追加されたが、これは選定療養における「予約に基づく診察」において、当該診察日の直前に患者都合で予約がキャンセルされた場合に限って、患者から費用の徴収が認められたということか。

(答) そのとおり。

事務連絡
令和8年5月29日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添8までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

また、令和8年3月5日付官報（号外第46号）及び令和8年3月27日付官報（号外第71号）に掲載された令和8年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添9のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保医発0305第6号）（別添1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発0305第7号）（別添2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発0305第8号）（別添3）
- ・「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和8年3月5日保医発0305第3号）（別添4）
- ・「特定保険医療材料の定義について」（令和8年3月5日保医発0305第4号）（別添5）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（令和8年3月27日保医発0327第2号）（別添6）
- ・「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和8年3月27日保医発0327第6号）（別添7）
- ・「「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について」（令和8年3月27日保医発0327第7号）（別添8）

(別添8)

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について

(令和8年3月27日保医発0327第7号)

改正後	現行
<p>2 療養の給付と直接関係ないサービス等</p> <p>療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられること。</p> <p>(5) その他</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>在留外国人の診療に当たり必要となる多言語対応に要する費用(通訳の手配料や翻訳機の使用料等)</u></p> <p>オ～キ (略)</p> <p>ク <u>選定療養における予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料(診察日の直前にキャンセルした場合に限る。なお、診察の予約に当たり、患者都合によるキャンセルの場合には費用徴収がある旨を事前に説明し、同意を得ること。)</u></p> <p>ケ～ス (略)</p> <p>セ <u>予約やオンライン診療の受診に係るシステム利用料</u> 等</p>	<p>2 療養の給付と直接関係ないサービス等</p> <p>療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられること。</p> <p>(5) その他</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>キ～サ (略)</p> <p>(新設)</p>

(参考：改正後全文)

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

2 療養の給付と直接関係ないサービス等

療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられること。

(5) その他

- ア 保険薬局における患者等への調剤した医薬品の持参料及び郵送代
- イ 保険医療機関における患者等への処方箋及び薬剤の郵送代
- ウ 日本語を理解できない患者に対する通訳料
- エ 在留外国人の診療に当たり必要となる多言語対応に要する費用（通訳の手配料や翻訳機の使用料等）
- オ 他院より借りたフィルムの返却時の郵送代
- カ 院内併設プールで行うマタニティスイミングに係る費用
- キ 患者都合による検査のキャンセルに伴い使用することのできなくなった当該検査に使用する薬剤等の費用（現に生じた物品等に係る損害の範囲内に限る。なお、検査の予約等に当たり、患者都合によるキャンセルの場合には費用徴収がある旨を事前に説明し、同意を得ること。）
- ク 選定療養における予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料（診察日の直前にキャンセルした場合に限る。なお、診察の予約に当たり、患者都合によるキャンセルの場合には費用徴収がある旨を事前に説明し、同意を得ること。）
- ケ 院内託児所・託児サービス等の利用料
- コ 手術後のがん患者等に対する美容・整容の実施・講習等
- サ 有床義歯等の名入れ（刻印・プレートの挿入等）
- シ 画像・動画情報の提供に係る費用（区分番号「B010」診療情報提供料（Ⅱ）を算定すべき場合を除く。）
- ス 公的な手続き等の代行に係る費用
- セ 予約やオンライン診療の受診に係るシステム利用料 等